

商業利用約款

(適用範囲)

第1条 株式会社マイナビ（以下「当社」という）の運営する宿泊施設（以下「当館」という）が利用者との間で締結する商業利用契約およびこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当館が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(商業利用契約の申込み)

第2条 当館に商業利用契約の申込みをしようとする者は、次の事項を書面またはメールにて当館に申し出ていただきます。

- (1) 代表者の氏名、連絡先ならびに住所および法人の場合は社名
- (2) 商業利用目的と内容、撮影利用の場合は制作物の概要（使用範囲等）
- (3) 当館の指定する商業利用誓約書
- (4) その他当館が必要と認める事項

(商業利用契約の成立等)

第3条 商業利用契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(商業利用契約締結の拒否)

第4条 当館は、次に掲げる場合において、商業利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 商業利用の申し込みが、本約款によらない場合
- (2) 利用しようとする者が、商業利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合
- (3) 利用しようとする者が、次のイからハの一に該当すると認められる場合
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という）
 - ロ 法人かつその役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であるもの
 - ハ 法人かつその親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）または業務を再委託する第三者が前二号のいずれかに該当するもの
- (4) 利用しようとする者が、他の宿泊者、利用者および近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (5) 利用しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患

者である場合

- (6) 利用しようとする者が、商業利用に関し次のイからへの一に該当した場合
- イ 当館に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または当館の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
 - ロ 偽計または威力を用いて当館の業務を妨害すること
 - ハ 当館に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - ニ 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること
 - ホ 自ら、または法人においてはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
 - ヘ 法人においては、親会社、子会社または業務を再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと
- (7) 利用しようとする者が、当館に対して合理的な範囲を超える負担を求めた場合（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項または第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合を除く）
- (8) 利用しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者および利用者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返した場合
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができない場合
- (10) 当館が所在する都道府県における旅館業法施行条例の規定に該当する場合

（利用者の契約解除権）

第5条 利用者は、当館に申し出て、商業利用契約を解除することができます。

- 2 当館は、利用者が自己の責めに帰すべき事由により商業利用契約の全部または一部を解除した場合におけるキャンセル料の支払義務について、利用者に対して告知している場合、別途規定するキャンセル料を申し受けます。
- 3 当館は、利用者が連絡をしないで、当館が指定した時刻（到着予定時刻があらかじめ明示されている場合は、当該時刻を当館が指定した時間数経過した時刻）になっても到着しないときは、その商業利用契約は利用者により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第6条 当館は、次の各号の一に該当する場合において、商業利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用者が第4条各号の一に該当することが発覚した場合
 - (2) 利用者が本約款、当館の定める利用規則その他の規定にしたがわない場合
 - (3) 第2条各号に定める事項の登録がなされない場合、または虚偽の事項が登録された場合
- 2 当館は、前項の規定に基づいて商業利用契約を解除した場合、当該解除が当館の責めに帰

すべき事由にあることが明白な場合を除き、利用者に対して商業利用料金を返還しないものとします。

(当館の利用時間)

第7条 利用者が当館を商業利用できる時間は、宿泊施設ごとに定めるものとします。

- 2 当館は、前項の定めにかかわらず利用者による時間外の商業利用に応じる場合、追加料金を申し受けることがあります。

(利用規則の遵守)

第8条 利用者は、別途当館が利用規則を定める場合、これにしたがっていただきます。

(利用料金の支払い)

第9条 利用者が支払うべき利用料金等の内訳および支払方法は、宿泊施設ごとに定めるものとします。

- 2 当館が第3条に基づいて利用者に商業利用を承諾し、利用が可能になった後、利用者が任意に商業利用しなかった場合においても、利用料金は発生するものとします。

(利用者の責任)

第10条 利用者は、故意または過失により当館に損害を与えた場合、当館に対してその損害を賠償していただきます。

- 2 商業利用契約の申込みが法人または団体により行われた場合、当該法人または団体は各利用者に本約款の内容を遵守させるものとし、各利用者の行為につき連帯して責任を負うものとします。

(当館の責任)

第11条 当館は、商業利用契約およびこれに関連する契約の履行または不履行により利用者に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、当該損害が当館の責めに帰すべき事由によるものでない場合は、この限りではありません。

(商業利用ができない場合の取扱い)

第12条 利用者は、当社の運営する宿泊施設には廃校または古民家を活用しているものが含まれており、その特性を踏まえた利用者の安全確保のため、当館が第4条第9号に基づいて商業利用契約の締結を拒否し、または商業利用契約の成立後、商業利用ができなくなることがあることをあらかじめ了解するものとします。

- 2 当館は、利用者に対して商業利用を承諾できなくなった場合（前項の事由による場合を含むがこれに限られない）、利用者の了解を得て、可能な限り利用日の変更の調整を行うものとします。
- 3 当館は、前項の規定にかかわらず利用日の変更ができない場合、当館の故意または重大な

過失に起因して利用者に商業利用を承諾できないことが明白である場合に限り、キャンセル料相当額の補償料を利用者に支払い、その補償料は損害賠償額に相当充当します。

(持込品物等の取扱い)

- 第13条 利用者は、当館内に持ち込んだ物品、現金ならびに貴重品の管理を自己の責任で行うものとし、紛失、盗難等が発生した場合であっても、当館は一切の責任を負いかねます。
- 2 当館は、利用者が退出したのち、利用者の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられている場合、発見日を含めて1ヵ月間当館にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分するものとします。

(駐車責任)

- 第14条 当館は、駐車場を設置している場合であって利用者がこれを利用する場合であっても、あくまでも駐車のための場所を利用者に対して貸与するものであって、車両の管理について一切の責任を負わないものとします。ただし、当館は、駐車場の管理にあたり当館の故意または重大な過失に起因することが明白な事由により利用者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

(約款の変更)

- 第15条 当社は、次の各号に定める場合、利用者の同意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。
- (1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合。
- (2) 本約款の変更が、商業利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の30日前までに本約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を利用者に対して通知するものとします。

(分離条項)

- 第16条 本約款の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとします。

(準拠法および合意管轄)

- 第17条 本約款は日本法を準拠法とし、本約款に関わる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

2025年2月7日 制定